

条件付一般競争入札実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>条件付一般競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成19年6月6日 総務第233号〕</p>	<p>条件付一般競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成19年6月6日 総務第233号〕</p>
<p>【沿革】平成19年6月6日付け総務第233号制定、平成19年12月27日付け総務第894号一部改正、平成21年1月19日付け総務第930号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成21年10月30日付け総務第722号一部改正、平成22年1月28日付け総務第980号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1203号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年11月21日付け総務第192号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正、令和5年3月10日付け出総第333号一部改正、令和6年12月24日付け出総第178号一部改正</p>	<p>【沿革】平成19年6月6日付け総務第233号制定、平成19年12月27日付け総務第894号一部改正、平成21年1月19日付け総務第930号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成21年10月30日付け総務第722号一部改正、平成22年1月28日付け総務第980号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1203号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年11月21日付け総務第192号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正、令和5年3月10日付け出総第333号一部改正、令和6年12月24日付け出総第178号一部改正、<u>令和7年3月13日付け出総第265号一部改正</u></p>
<p>第1～第25 〔略〕</p> <p>附 則（令和19年6月6日付け総務第233号）～（令和6年12月24日付け出総第178号） 〔略〕</p>	<p>第1～第25 〔略〕</p> <p>附 則（令和19年6月6日付け総務第233号）～（令和6年12月24日付け出総第178号） 〔略〕</p> <p><u>附 則（令和7年3月13日付け出総第265号）</u> <u>この要領は、令和7年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p>
<p>様式第1－1号、様式第1－2号 〔略〕</p>	<p>様式第1－1号、様式第1－2号 〔略〕</p>
<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">条件付一般競争入札公告〔共通事項〕</p> <p>1～10 〔略〕</p> <p>11 主任技術者（監理技術者）及び監理技術者補佐の配置</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 監理技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、法第26条第3項ただし書、<u>第4項及び建設業法施行令第29条の規定</u>に基づき、2つの工事において兼務を認める場合がある。</p>	<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">条件付一般競争入札公告〔共通事項〕</p> <p>1～10 〔略〕</p> <p>11 主任技術者（監理技術者）及び監理技術者補佐の配置</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>主任技術者（監理技術者）</u>は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、法第26条第3項ただし書<u>及び</u>第4項の規定に基づき、2つの工事において兼務を認める場合がある。 <u>(6) 監理技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令第29条の規定に基づき、2つの工事において兼務を認める場合がある。</u></p>
<p>12 〔略〕</p>	<p>12 〔略〕</p>
<p>様式第3号 〔略〕</p>	<p>様式第3号 〔略〕</p>
<p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">条件付一般競争入札説明書</p>	<p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">条件付一般競争入札説明書</p>
<p>1、2 〔略〕</p> <p>3 配置予定技術者</p> <p>(1) 入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。</p> <p>ア 1級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの</p> <p>(ア) 対象工事の建設業の種類が土木一式工事の場合</p> <p>1級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 対象工事の建設業の種類が舗装工事の場合</p> <p>1級建設機械施工技士、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>(2)～(9) 〔略〕</p> <p>4～9 〔略〕</p> <p>【別添】 〔略〕</p>	<p>1、2 〔略〕</p> <p>3 配置予定技術者</p> <p>(1) 入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。</p> <p>ア 1級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの</p> <p>(ア) 対象工事の建設業の種類が土木一式工事の場合</p> <p>1級建設機械施工<u>管理</u>技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 対象工事の建設業の種類が舗装工事の場合</p> <p>1級建設機械施工<u>管理</u>技士、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>(2)～(9) 〔略〕</p> <p>4～9 〔略〕</p> <p>【別添】 〔略〕</p>

改 正 前	改 正 後
<p>様式第5号～様式第9号 [略]</p> <p>様式第9号 別添 【調書記載上の留意事項】 [略] 【注意事項】</p> <p>1 落札候補者は、発注機関から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、この入札参加資格確認調書に必要事項を記載した上で記名押印し、次の書類を添えて持参のうえ提出すること。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 配置予定技術者及び現場代理人の雇用関係を確認できる書類 (例：健康保険証（記号、番号及び保険者番号にマスキングを施したものに限る。）又は標準報酬決定通知書の写しなど)</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>様式第10号 条件付一般競争入札参加資格要件不適合通知書 [略] <苦情の申立について> 入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、本通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日付け第497号）の規定に基づく苦情申立書を岩手県出納局総務課入札課長（〇〇振興局〇〇部〇〇課長）に提出してください。</p>	<p>様式第5号～様式第9号 [略]</p> <p>様式第9号 別添 【調書記載上の留意事項】 [略] 【注意事項】</p> <p>1 落札候補者は、発注機関から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、この入札参加資格確認調書に必要事項を記載した上で記名押印し、次の書類を添えて持参のうえ提出すること。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 配置予定技術者及び現場代理人の雇用関係を確認できる書類 (例：健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（被保険者整理番号及び基礎年金番号にマスキングを施したものに限る。）の写し又はこれらに準ずる資料)</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>様式第10号 条件付一般競争入札参加資格要件不適合通知書 [略] <苦情の申立について> 入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、本通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日付け第497号）の規定に基づく苦情申立書を岩手県出納局総務課入札課長（〇〇振興局〇〇審査指導監）に提出してください。</p>
<p>改 正 理 由</p>	<p>1 建設業法の改正に伴う一部改正 2 雇用関係を証明する書類に係る一部改正 3 その他、所要の整備</p>